

被災者生活再建支援法の改正について

内閣府（防災担当）
被災者生活再建担当

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和 2 年 12 月 4 日法律第 69 号。以下「改正法」といいます。）」が令和2年 12 月に成立し、公布されました。ここでは、この改正法について紹介いたします。

1

改正法の経緯

被災者生活再建支援法は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、その生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給し、生活の再建を支援するための法律であり、平成 10 年に制定されてから、これまで累次の改正が行われてきました。

近年、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨などをはじめとする

大規模災害が相次ぎ、制度の拡充を求める声が上がる中、平成 30 年 11 月の全国知事会の提言等を踏まえて、令和元年 6 月に「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」（以下「実務者会議」という。）が設置されました。さらに、令和 2 年 7 月豪雨の発生を踏まえ、同年 7 月 22 日には、全国知事会より、これまで全国知事会が要望してきた被災者生活再建支援制度の半壊世帯までの対象拡大について、早期に結論を出し、施策に反映するとともに、

令和 2 年 7 月豪雨の被害にも適用させることを求める緊急要望が政府に対して行われました。これらを踏まえ、令和 2 年 7 月 30 日に実務者会議にて検討結果報告が取りまとめられました。

この検討結果報告を受けて、政府内の調整・検討を進めた結果、令和 2 年 11 月の臨時国会において改正法案が提出され、衆参両院の審議を経て、令和 2 年 12 月 2 日に全会一致で可決・成立、同 4 日に公布・施行されました。

2

改正法の概要

改正法では、支給対象となる被災世帯として、住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（損害割合が 30% 台の半壊世帯。以下「中規模半壊世帯」という。）を追加し、同世帯に対し、居住する住宅を建設又は購入する場合は 100 万円、補修する場合は 50 万円、貸借する場合は 25 万円を支給することとしています。

なお、令和 2 年 7 月豪雨以降に発生した災害について適用することとしています。

被災世帯の区分	損害割合（※）	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50% 以上	100 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			貸借	50 万円
大規模半壊	40% 台	50 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			貸借	50 万円
中規模半壊	30% 台	-	建設・購入	100 万円
			補修	50 万円
			貸借	25 万円

※住宅の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

防災の動き

3

保険・共済の加入促進

改正法は、被災者の生活再建に関する「公助」の取組を充実するものですが、自然災害からの生活再建については「自助」による取組も重要です。この点については、実務者会議の検討結果報告においても「自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある」とされています。

保険・共済に加入することで、洪水、高潮、土砂崩れなどの様々な災害による住宅や家財への被害に備えることができます。代表的な保険である火災保険について言えば、火災だけでなく、風災・水災・雪災・落雷などの風水害等による損害を補償する商品があり、風水害による損害が一定額以上に達するものであれば補償の対象となっています。ただし、補償対象となる災害の種類や補償の内容は、保険会社・共済団体や商品により様々であることに注意が必要です。

保険・共済への加入を検討する際や加入内容を確認する際には、ハザードマップなどで自宅の災害リスクをしっかりと把握した上で、各保険会社・共済団体に詳細を確認し、必要な補償を確保することが重要になります。

また、自らの居住する住宅の状況等に応じて、家財なども含めた補償の内容を、例えば次のように考えておくことが大切です。

- ・持ち家の場合：建物の補償と家財の補償の双方で備える
- ・借家の場合：家財の補償のみを契約
- ・賃貸マンションの場合：管理組合などが共用部分の保険に加入しているか確認
- ・分譲マンションの場合：専有

部は持ち家という扱いとなるため、お住まいの階数なども考慮して、家財に加えて建物も補償に含めるべきかを検討・車を所有している場合：車両保険でカバー

このように、自宅の災害リスクや住宅の状況等を確認して必要な補償を確保する「自助」の取組が促進されることと、改正法による「公助」の取組とが相まって、災害が発生したとしても速やかな生活再建を可能とすることが望めます。

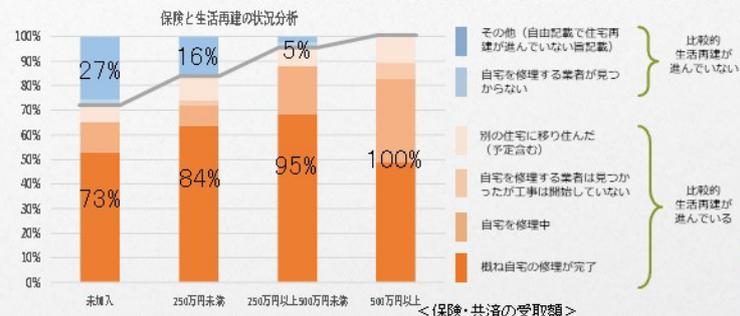
いざというときに備えて保険・共済に加入しよう

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に参加している方も補償対象・内容が十分か見直してみましよう。

保険・共済に加入していることで速やかな生活再建が期待できます

全国知事会等の実務者で構成された「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告（令和2年7月30日）では、「被災後の生活再建のためには、保険・共済に加入する等の「自助」の取組が重要である」とされています。

*保険・共済に加入されている方々は、生活再建の進んでいる割合が高くなっています。



令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計（n=250）

☆速やかな生活再建には、保険・共済に加入する等の取組が大切です。

ご加入されている保険・共済の補償内容をご確認ください

保険・共済に加入することで、災害による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスクをしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。



補償される範囲は、どの保険・共済に加入するかによって異なります（詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう）

※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前提となるので、個々の共済団体に確認ください。

例えば、一般的な火災保険では、地震、津波、火山の噴火は補償されませんので、それらに備えるためには、「地震保険」を付帯する必要があります。

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の取組み

国土交通省水管理・国土保全局防災課

1 はじめに

我が国では近年、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年の霧島山噴火、7 月豪雨、台風第 21 号、北海道胆振東部地震、大阪府北部の地震、令和元年の房総半島台風、東日本台風など、毎年のように自然災害が発生しています。令和 2 年においても、7 月に九州地方を中心に日本各地で発生した集中豪雨により、河川氾濫等による浸水被害、土砂災害、多数の道路や鉄道が被災するなど、甚大な被害が発生しました。

今後も切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震、気候変動の影響による水災害の更なる頻発化・激甚化等が懸念される中、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確保するためには、防災・減災、国土強靱化等の取組を更に強化する必要があります。本稿では、令和 2 年 7 月に国土交通省においてとりまとめた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の取組について紹介します。

2 自然災害に対する我が国の脆弱性

美しい自然を有する我が国の国土は、一方で地形・地質・気象等の特性により災害に対し脆弱で、極めて厳しい自然条件にあります。四方を海で囲まれ、国土の中央を脊梁山脈が縦貫しており、河川が急勾配であるとともに、都市部においてはゼロメートル地帯が広域にわたり存在しています。近年では、氾濫危険水位を超過した河川数が増加傾向にあり、短時間強雨の発生頻度が直近 30～40 年間で約 1.4 倍に拡大しています。さらに今世紀末には、洪水発生頻度が約 2 倍に増加する見込みです。また、日本列島には未確認のものも含め多くの活断層やプレート境界が分布しているため、全国どこでも地震が発生する可能性

があり、今後の 30 年以内の発生確率は、南海トラフ地震で 70～80%、首都直下地震約 70% と、逼迫している状況です。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえ、感染症対策を念頭に、災害対応や防災・減災対策を進めることが必要となっています。このように、気候変動の影響等により激甚化・頻発化する水災害、切迫する地震災害、火山災害など、あらゆる自然災害に対し、国民の命と暮らしを守り、持続可能な経済成長を確実なものとするためには、抜本的かつ総合的な防災・減災対策を早急に講じ、防災・減災が主流となる社会を構築することが必要不可欠です。

3 防災・減災が主流となる社会

こうした状況を踏まえ、これまでの災害を教訓とし、あらゆる自然災害に対し、国土交通省として総力を挙げて防災・減災に取り組むべく、令和 2 年 1 月、赤羽国土交通大臣を本部長とする「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、「いのちとくらしをまもる防災減災」をスローガンに、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の検討を進めてきました。当プロジェクトでは、国連防災機関（UNDRR）が 2005 年に策定したガイドラインで用いている「防災の主流化」という言葉を元に、『防災・減災が主流となる社会』を「災害から国民の命と暮らしを守るため、行政機関、民間企業、国民一人ひとりが、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会」と定義しております。対策の基本的な考え方としては、以下の 2 点を軸に、検討を進めてきました。

国民の視点に立った、わかりやすい、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

河川、道路、港湾、鉄道等の分野別の取組に横串を刺し、平時から非常時、復旧・復興時に至るすべての時間軸で、国土交通省の強みである現場力を活かしながら、国・県・市、企業・住民などのあらゆる主体の連携を強化

また、これらを踏まえ、本年 7 月に 10 の主要施策をとりまとめたところです。次章ではその主要施策の一つである流域治水の取組について紹介します。また、その他の施策については国土交通省 HP 内の国土交通省防災・減災対策本部のページからご確認いただけます。

「国土交通省防災・減災対策本部」
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-gensaihonbu/index.html>

今般とりまとめた当プロジェクトの施策が、防災・減災の観点から国民目線で分野横断的に実施されているか、定期的にフォローアップを実施したり、連携や工夫により防災・減災機能が強化された事例を共有し、良い取り組みを地域・住民個々の活動まで、幅広く展開・拡大していきます。さらに、行政プロセスや経済活動、事業に様々な主体を巻き込み、防災・減災の観点を取り入れた「防災・減災 ×○○」の取組を進めていくことにより、防災・減災に関する国民意識を普段から高め、事前に社会全体が災害に備える力を向上させることを目指します。

防災の動き

4

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に水災害対策に取り組む社会を構築する必要があります。河川・下水道管理者等による堤防整備やダム建設等の治水事業に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)が協働し、流域全体で水災害対策を行う「流域治水」を推進します(図)。

また、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも令和2年度中に「流域治水プロジェクト」を策定し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速させます。



図 流域治水の施策 (イメージ)

5

おわりに

当プロジェクトをとりまとめた後、半年が経ち、その間、令和2年7月豪雨や台風10号など、全国各地で様々な災害が発生しましたが、これらの災害への対応において、当プロジェクトに基づく施策が早速効果を発揮しているところです。

引き続き、激甚化・頻発化する災害への対応力を一層高めることも必要であることから、当プロジェクトに基づく施策の着実な実施と更なる充実を図るなど、防災・減災が主流となる安全・安心な社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

デジタルを活用した効果的な防災の実現を目指して

内閣府 (防災担当) 事業継続担当
内閣府 (防災担当) 防災計画担当

近年激甚化・頻発化する台風や、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、被災者や被災自治体のニーズを踏まえつつ、災害対応業務のデジタル化を促進していくことが重要です。内閣府ではこれまでも、SIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)と呼ばれる災害情報流通のためのシステムを活用し、大規模災害時に現地で情報を集約し、電子上で地図化して、現地の災害対応機関等に提供するISUT(災害時情報集約支援チーム)を運用するなど、取組を進めてきたところですが、新たに以下の取組を進めていきます。

クラウドを活用した被災者支援システムの構築	被災者生活再建支援制度データベースの整備	物資調達・輸送調整等支援システムの機能強化
<p>住民情報に関するシステムと被災情報とを連携し、被災者台帳を作成するとともに、罹災証明書の電子申請やコンビニ交付等を可能とするため、自治体が共同して活用できるクラウド上でシステムを構築します。</p>	<p>災害時に各省庁や自治体が提供する多岐にわたる被災者支援制度について、被災者や被災自治体の職員がワンストップで簡易に検索可能なデータベースを構築します。</p>	<p>本年度から運用している本システムについて、自治体からの要望等を踏まえ、都道府県がそれぞれ使用している防災情報システムの入力情報を自動取得する機能の追加や在庫管理機能の改善等の更なる機能強化を図ります。</p>

被災情報収集システムの開発

現地の災害対応機関等が迅速に被災情報を収集・共有することができるよう、現場写真等の被災情報に関する情報集約・共有ツールの開発を行います。令和3年度からは、個別のシステムの開発に加え、先進技術を有する事業者等と自治体等が導入に向けた相談、調整を行う場である「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を整備し、現場レベルでのデジタル化を支援してまいりますので、積極的な参加をお願いします。

このほか、内閣府副大臣の下、IT・防災に精通した専門家と、防災対策、科学技術・イノベーション政策、IT戦略等を担当する部局が連携して、防災対策におけるデジタル化を進めるための施策を検討する「デジタル・防災技術ワーキンググループ」を開催し、技術面と制度面の両方から、デジタル化を目指すべき到達点や、防災分野のデジタル化の問題点、システムの使い勝手や機能の向上、高度化の方向性について議論を行っています。

「防災推進国民大会 2020」の開催報告

頻発化する大規模災害に備える

～『みんなで減災』助け合いをひろげんさい～

内閣府（防災担当）
普及啓発・連携担当

今回で5回目となる「防災推進国民大会 2020」は、コロナ禍の状況を踏まえ、当初、開催を予定していた広島からの発信に重きを置きつつ、令和2年10月3日（土）に、初めてオンラインで開催しました。

大会には、国、地方公共団体、研究機関、民間企業、NPO など防災に取り組む117団体が出展し、知識、経験、技術などの情報発信、情報交換などが行われました。

「防災推進国民大会（通称「ぼうさいこくたい」）」とは

平成27年3月に第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」を受け、平成27年9月、幅広い層の防災意識の向上を図ることを目的として、中央防災会議会長である内閣総理大臣の呼びかけにより、各界各層の有識者から成る「防災推進国民会議」が発足しました。

内閣府では、「防災推進国民会議」及び主に業界団体からなる「防災推進協議会」とともに、産学官、NPO・市民団体や国民の皆様が日頃から行っている防災活動を、全国的な規模で発表し、交流する日本最大級の防災イベントである「防災推進国民大会」を、平成28年から毎年開催しています。



1 オープニングセッション（開会挨拶・ハイレベル対談）

開会にあたり、小此木防災担当大臣から、近年の頻発化・激甚化する豪雨や台風の災害に対し、行政による「公助」はもとより、私たち国民一人一人が「自らの命は自らが守る」意識を持って災害に備える「自助」や、地域コミュニティ、学校、企業、ボランティアなどが助け合う「共助」を強くすることが、益々重要となっており、本大会での、防災をめぐる新たな出会いやつながりが、あわが国の防災対応力の一層強化に繋がることを期待するとの開会挨拶がありました。

その後、共催者の大塚防災推進国民会議議長（日本赤十字社社長）、開催予定地であった広島から湯崎広島県知事及び松井広島市長からの挨拶が行われました。

「ハイレベル対談」では、「水害、土砂災害からの避難を促進する取組の進化」をテーマに過去に広島で発生した土砂災害を教訓に、命を守る避難の大切さを訴えるため、不断の改善を進めてい

るわが国の避難の取組について、田中東京大学特任教授、海堀広島大学教授、鈴江日本テレビアナウンサー、コーディネーターの山崎国土館大学教授により対談が行われました。対談の中では、平成30年7月豪雨で、住民に避難情報は伝わっていたものの、実態として適切な避難行動に結び付かなかったことについて、気象情報が複雑化し、住民に伝わりにくいこと、その解決策として、地域の中で専門知識を分かりやすい言葉に翻訳し、避難行動を促す人材の育成が必要であることなどが話されました。



2 セッション

広島、東京に設置したスタジオやWEB会議システムなどにおいて23のセッションなどが催されました。

「ハイレベルセッション 災害の経験と地域防災力の強化」では、平成26年、30年と立て続けに豪雨による大きな土砂災害に見舞われた広島の経験を踏まえ、広島市長、中国地方整備局長などの行政機関、マツダ、防災の専門家、地元住民など、様々な立場から、住民の避難行動促進の課題と対策、地域の防災力を高

めるための更なる方策や組織の連携について話し合われました。その上で、最後に、地域の防災力を高めるためには平時から地域住民や地域防災関係組織の横のつながり、顔が見える関係づくりが重要と提言されました。

また、「頻発する豪雨、切迫する巨大地震にどう備えるか」をテーマに、湯崎広島県知事と鈴木三重県知事によるトップ対談が、コーディネーターに福和名古屋大学減災連携研究センター長を迎え、

防災の動き

行われました。対談では、災害への備えを重視する両県知事が、広島県は、まさ土による土砂災害リスク、三重県は、リアス式海岸による津波災害を含む南海トラフ地震等のリスクに触れつつ、それぞれ過去の災害から得た教訓、現在の防災の取組について紹介されました。

さらに、「広島市防災セミナー 語り継ぐ防災～教訓を活かす～」をテーマとしたトークセッションでは、広島での災害伝承に関する取組や、防災に関する学校教育の例を、地域の方々が紹介し、片田東京大学特任教授が災害の教訓を活かすことの重要性を語りました。また、その様子は広島ラジオ局からも生放送されました。



3 ワークショップ

WEB 会議システムを活用し、11 のワークショップが催されました。

内閣府 TEAM 防災ジャパンが主催した「いまだからこそ、オンラインでつながろう」は、全国の多様な防災の担い手の皆さんが集い、日頃からの防災・減災の取組み事例や悩み・課題を共有する、新たな「つながり」の場となりました。また、既存の組織の中での活動の限界を共有しつつ、多様な活動が緩やかに連携し、地域防災の力を膨らましていくことが大切との考えを共有しました。



4 プレゼン

オンライン上に、全国から集まった 84 の防災関係団体等の活動の紹介映像等が掲載され、そのうち、一部では、出展者と参加者によるオンライン面談も実施されました。

5 クロージング・セッション

クロージング・セッションでは、秋本防災推進国民会議副議長（公財）日本消防協会会長・（一財）日本防火・防災協会会長）による主催者挨拶、海堀広島大学教授による総評等があり、最後に、赤澤副大臣から、大会の締めくくりとして大会参加者への感謝と、来年の防災推進国民大会 2021 への期待が述べられました。



6 効果について

コロナ禍のためオンライン開催となりましたが、約1万5千人に視聴いただき、テレビや新聞報道でも多く取り上げられました。また、参加者に対するアンケートでは、95%の方が参加により防災意識が向上したと答えており、大きな効果が見られました。

主な発信地となった広島においては、平成 30 年 7 月豪雨の経験、課題、教訓などを、この大会を通して、地元の方々が改めて考え、語り合い、全国へ発信できたことは今回の大

会の特徴でした。

大会を通じて、「公助」の取組みとともに、「できることは自分でやってみる」という「自助」、そして、「家族、地域でお互いに助け合う」という「共助」を組み合わせ、地域全体で防災意識を高め、あらゆる自然災害に備える「防災意識社会」を構築することの重要性が共有されたことは大きな成果でした。

7 次回大会について

第6回目の「防災推進国民大会 2021（仮称）」は、令和3年 11 月6日（土）、7日（日）に岩手県釜石市にて開催する予定です。今年の成果を踏まえ、「自助・共助」及び「多様な主体の連携」をより一層深められるような大会にすべく鋭意準備を進めてまいります。

なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、現地開催を基本としつつ、そのときの感染状況も踏まえ、オンラインの活用等、適切な方法を検討してまいります。



岩手県の PR キャラクター「うにっち」



「ぼうさいこくたい 2020」の動画等は、こちらからご視聴いただけます。

<http://bosai-kokutai.com/>

津波防災の日スペシャルイベント

内閣府（防災担当）
普及啓発・連携担当

11月5日の「津波防災の日」に、内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議の主催による「津波防災の日スペシャルイベント」が開催され、企業、行政機関、自主防災組織などからの参加がありました。

例年このイベントでは、現地会場で特別セミナーの開催や津波防災の取組の最先端を紹介する企業ブース出展を行いますが、今年はコロナ禍の状況を踏まえ、初めてオンラインシンポジウムとなりました。



1 プレイベント『レクチャー動画と紹介動画』

今回のイベントの最大の特徴はオンラインの強みを生かした、プレイベントです。事前に有識者によるレクチャー動画及び全国各地域で津波防災に取り組む地区（ウトロ地区（北海道斜里町）・土肥地区（静岡県伊豆市）・伊座利地区（徳

島県美波町）・浜町地区（高知県黒潮町）・下知地区（高知県高知市））の紹介動画を動画サイトに掲載し、広報することによって、11月5日のイベント当日に向けた機運を盛り上げました。

2 開会挨拶

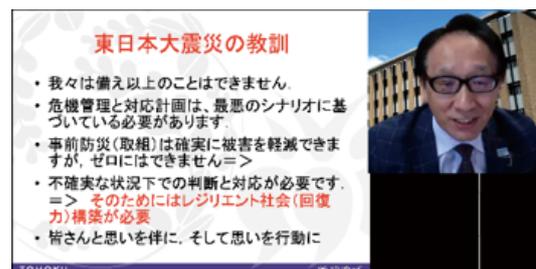
開会にあたり、小此木防災担当大臣がビデオメッセージにて開会挨拶を行いました。小此木大臣は、江戸時代の「稲むらの火」に由来する「津波防災の日」が、来年で10年を迎える東日本大震災を教訓にして定められ、これまで政府一丸となって津波に強い国づくり・まちづくりを推進してきたこと、地区防災計画を通じて津波防災に取り組む地域がさらに増えるように支援を進めていること、地区住民が平時から災害のリスクを把握し、いわゆる「正常性バイアス」

などを乗り越え、地域全体で防災に備えていくことが重要であると述べました。



3 基調講演『東日本大震災からの経験と教訓』

今村東北大学災害科学国際研究所所長による基調講演では、津波の被害は深刻だが、適切な避難をすれば人的被害をゼロに出来る災害であり、備えることで救える“いのち”、学ぶことで助かる“いのち”があったという事実を、10年目を迎える東日本大震災をはじめとした大規模津波災害の教訓から紐解き、また熱中症や新型コロナなどの新たなリスクへの備えを構築するため、レジリエンスの考えを広げることの重要性などについて語られました。



4 オンラインセッション『津波防災に取り組む地域の取組紹介&意見交換』

次に、オンラインセッションとして、紹介動画の対象である全国5地区をオンラインでつなぎ、取り組み事例の紹介とそれをふまえた意見交換が行われました。

伊座利地区からは「なにもないけど、なにかある!」と銘打ち、過疎・少子高齢化の進行により存亡の危機に陥った地区の活性化のため、全住民で構成する地域維持活動団体を結成し、地域全体を課題に多彩な活動を開始したことや、防災ありきの地域づくりではなく、防災を日常生活の延長上に考え、展開していくものであるとの知見を得て、『防災『も』地域づくり』という結論に達したこと、その中で、例えばアロハダンスを踊るイベントを開催し、その後防災訓練を行うという、まちづくりに溶け込んだ取組が紹介されました。

浜町地区では「かかりがましい」防災と銘打ち、「作って終わり」の計画書ではなく継続的な活動を行政に要望することと、自分たちができる事を区別し、自分たちの防災を模索する中で、「訓練」に勝る防災は無し」という知見に達したこと。とくに誰一人取り残さない津波防災活動を展開するため、日本一「短い」避難訓練として、高齢者などに対して、寝室や居間から「玄関先まで」避難する屋内避難訓練という黒潮町オリジナルの避難訓練が紹介され、避難所まで行く通常の避難訓練は困難な高齢者等でも、この訓練であれば取り組めること、また、玄関口までの訓練だけでも、例えば玄関の靴箱が固定されていなかったことから家具固定の必要性に気づくことができるなど、意義のある訓練であることが紹介されました。

土肥地区では「全国に先駆けた“観光防災まちづくり”」と銘打ち、土肥温泉をはじめとする観光資源を抱え、観光交流人口約100万人、宿泊客数約35万人を数える観光地であることから、観光がだめになれば地域もだめになる、との知見に立ち、観光・環境・防災のバランスがとれたまちづくりに向けて、土肥地域一丸となって取り組みを推進している様子が紹介されました。

ウトロ地区では「知床で全ての人を『逃げ切る・助けきる』そのために」と銘打ち、世界自然遺産エリアに隣接する豊かな自然に育まれた漁業・農業・そして観光が基幹産業の地域であるとともに、厳しい自然、特に冬期は陸の孤島となる地域であること、それ故に大きな災害が起こったら、自ら行動しなければならない地域であることが示され、地区防災計画作成後も不断の見直しと訓練を繰り返す様子が紹介されました。

下知地区では、「災害に『も』つよいまち下知をめざして」と銘打ち、高知市中心地で海拔ゼロメートルに近い低地であり、たびたび水害や津波に襲われ、南海トラフ地震の際

には甚大な被害が見込まれる地区でもあることから、災害に「も」強いまちづくりに取り組んでいること、特に障害者作業所利用者の避難行動を支援するためのBCP策定や、津波避難ビルのマンション防災会とそこに避難予定の町内会防災会の住民同士の事前交流を行い、いざというときの顔見知りになっておく、「おしゃべりカフェ」などの下調べベスト10の取組例などが紹介されました。

ここでもオンラインの強みが活かされ、会議場のみでなく、津波避難所などの様々な場所をつないで、これまでのシンポジウムにありがちな堅い雰囲気になることなく、現地の空気感を感じられる中で、闊達な意見が交わされました。

なお、これらの動画は津波防災特設サイトに掲載されており、誰でも閲覧することが可能です。



津波防災特設サイトの URL
<https://tsunamibousai.jp/>

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組

内閣官房国土強靱化推進室

1

はじめに

我が国は、これまで数多くの災害の発生により、甚大な被害を受けております。また近年、気候変動の影響により、風水害が激甚化、頻発化するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が懸念されています。こうした我が国の状況においては、災害発生の都度、長期間をかけて復旧・復興を図るという事後の対策を行うだけでなく、平時から大規模自然災害等に対する事前防災の対策を行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていくことが必要です。

このため、平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成 26 年には、国土強靱化の基本的な考え方や国土強靱化の推進方針等を定める「国土強靱化基本計画」が策定されました（国土強靱化基本計画は約5年が経過した平成 30 年に見直しを実施）。これらを踏まえ、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築する国土強靱化の取組を推進しているところです。

2

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

平成 30 年は、西日本豪雨、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等、多くの災害により、人命が犠牲となるとともに、浸水による空港ターミナルの閉鎖、地震によるブラックアウトの発生など、生活や経済に欠かせない重要なインフラが機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生しました。これを受け、同年「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、「3か年緊急対策」という。）を策定し、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について3年間集中で事業を実施しているところです。

この3か年緊急対策については、最終年度となる今年度までにおおむね施策目標の達成が見込まれている状況ですが、一方で、激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策や今後一斉に老朽化するインフラの維持管理・更新を、引き続き行っていく必要があります。また、その取組をより効率的に進めるためには、近年急速に開発が進むデジタル技術の活用等が不可欠です。このような状況を踏まえ、令和2年 12 月には、これらの我が国が直面する課題に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための5

か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）が閣議決定されました。

5か年加速化対策は、①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の3分野について更なる加速化・深化を図るため、ダム の事前放流の推進や遊水地の整備などによる流域治水対策、道路橋梁や学校施設などの老朽化対策、ITを活用した道路管理の効率化、防災気象情報の高度化等の 123 の対策について中長期の目標を定め、令和3年度から令和7年度までの5年間で、追加的に必要となる事業規模をおおむね 15 兆円程度を目途として、重点的かつ集中的に取り組むこととしています。

5か年加速化対策の初年度については、いわゆる「15か月予算」の考え方により、令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算を一体的なものとして取り扱い、国土強靱化施策を計画的かつ強力に推進していくこととしています。令和2年度第3次補正予算においては、5か年加速化対策の初年度分の経費として、国費約 2.0 兆円（そのうち、

防災の動き

公共事業関係費約 1.7 兆円) の国土強靱化関係予算を計上するとともに、その他、国土強靱化基本計画に基づき、国土強靱化の取組を着実に推進するため、国費約 0.3 兆円 (そのうち、公共事業関係費約 0.1 兆円) を計上しています。また、令和 3 年度当初予算案においては、国費約 4.4 兆円の国土強靱化関係予算を計上しています。

これらの予算等により、ハード・ソフトを組み合わせた対策を総動員し、関係府省庁と連携して、防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推し進めていくこととしています。今回の5か年加速化対策の策定を機に、国土強靱化の

加速化、深化を更にもう一段進め、今後も、安全、安心かつ災害に屈しない強さとしなやかさを備えた国土づくりに取り組んでまいります。

内閣官房では以下のホームページで国土強靱化関連の情報を掲載しておりますので、是非、参照下さい。

●トップページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/

●5か年加速化対策

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html

●関係予算

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/yosan.html

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

- 対策数：123対策
- 追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目標

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 [78対策]	おおむね12. 3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策 [50対策] (2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 [28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 [21対策]	おおむね 2. 7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進 [24対策]	おおむね 0. 2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化 [12対策] (2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化 [12対策]	
合計	おおむね15 兆円程度

3. 対策の期間

- 事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 対策例

1. 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策 [78対策]

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策 [50対策]

- ・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- ・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- ・医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- ・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省）等

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 [28対策]

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び 4 車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- ・送電網の整備・強化対策、SS 等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- ・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省）等

2. 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 [21対策]

- ・河川管理施設・道路、港湾、鉄道、空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- ・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- ・公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省）等

3. 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進 [24対策]

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化 [12対策]

- ・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、IT を活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省）等

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化 [12対策]

- ・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- ・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海洋分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省）等

防災の動き

あなたのまちは安全ですか？
防災移転を促進します！

国土交通省都市局都市安全課

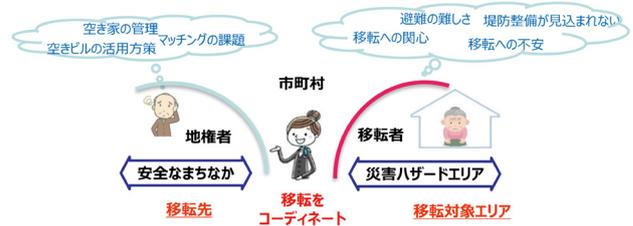
1

防災移転の現状と課題

水災害等の激甚化・頻発化が進む中、堤防整備等のハード対策はもとより、浸水ハザードマップ等により災害リスクへの備えを地域の方々に対して呼びかけるとともに、災害リスクを抱えた地域からより安全なエリアへ住居や施設を移転する「防災移転」の重要性が高まっています。

一方で、人口減少・高齢化が進む中、住宅や福祉・医療等の施設を生活拠点等に誘導・集約するという、いわゆる「コンパクトシティ」の取組を進めることも必要です。

これらを踏まえ、コンパクトシティの取組においても災害リスクの低減を図るべく、居住・都市機能が集積されるようなまちなかエリアにおける安全性を確保するとともに、災害ハザードエリアからこのような安全なまちなかエリアへの移転を進めるといふ、「コンパクトシティと連携した防災移転」を促進していくことが重要です。



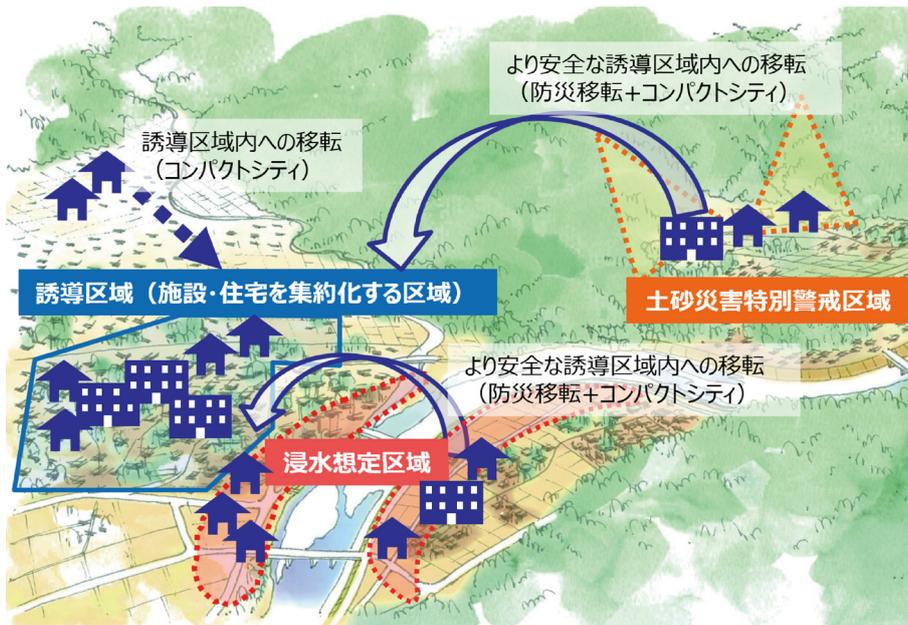
防災移転のイメージ（市町村によるコーディネート）

しかしながら、このような防災移転は自然に進むものではありません。高齢者をはじめ、迅速な避難が難しい方々については特に、被災を待たずして、危険なエリアからより安全なまちなかエリアへと事前に移転することが望まれますが、移転先確保等の課題もあり、移転への一歩が踏み出せないケースも見受けられます。

一方で、まちなかエリアについても、例えば空き地や空

き家が散在し、土地の利活用が進まないなど、まちづくりの観点での課題を抱えているケースもある中、これらの場所を移転先とすることで、空き地や空き家等の解消等のまちづくりの面への効果も期待されます。

このため、個々の移転者のニーズを踏まえつつ、同時に、まちづくりの観点から移転先候補の選定等を行い、危険なエリアからより安全なまちなかへの防災移転を支援するといった、防災移転とまちづくり全体のコーディネートを市町村が行い、コンパクトシティと連携した防災移転を後押しすることの重要性が高まっています。



防災移転の重要性（コンパクトシティとの連携イメージ）

防災の動き

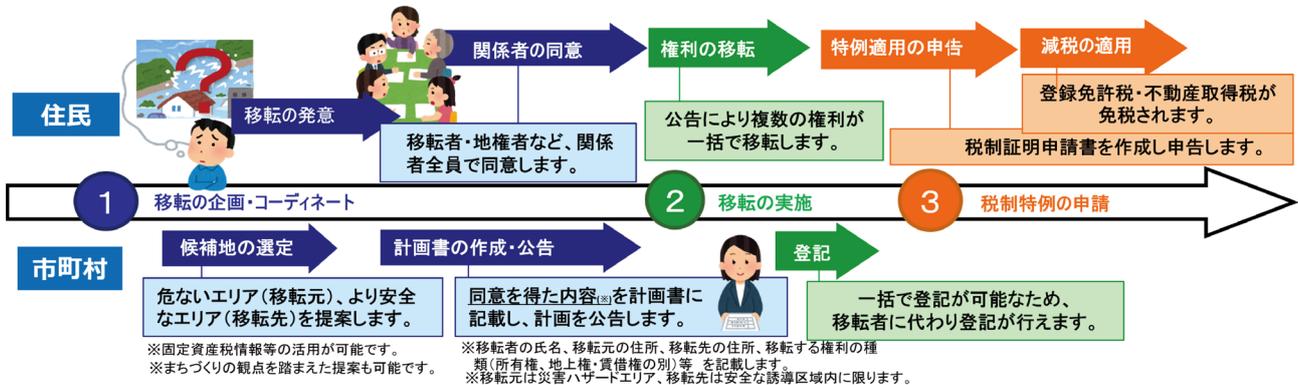
2

防災移転支援計画制度の創設

このため、国土交通省都市局では、改正都市再生特別措置法（令和2年6月公布）により「防災移転支援計画※」を創設するとともに、本制度の本格的な運用に向けて、市町村とともに安全なまちづくりに取り組んでいます。本制度は、浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域などの災害ハザードエリアから、住宅や施設のより安全なまちなかエリアへの移転を促進すべく、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を

作成・公示することにより、土地・建物の所有権等の移転を一括で行うものです。また、市町村の公示に基づき取得した土地・建物については、令和3年4月から令和5年3月末までの期間、新たに税制上の優遇（登録免許税：本則の1/2 軽減、不動産取得税：課税標準から1/5 控除）が講じられることとなり、国としても本制度の活用を後押ししています。

※防災移転支援計画：都市再生特別措置法109条の7「居住誘導区域等権利設定等促進計画」の愛称です



防災移転の流れ（税制特例の適用ケースの例）

3

より安全なまちづくりの促進に向けて

防災移転支援計画制度を活用するにあたっては、その対象区域を、コンパクトシティを推進する枠組みである「立地適正化計画」に位置付けることが必要ですが、これにより、先述の移転に関する税制優遇に加え、コンパクトシティ等に係る既存の補助

制度の活用を図ることも可能になります。このように、コンパクトシティと防災移転を両輪として推進し、より安全なまちづくりを促進したいと考えています。

※ 詳細は右のQRコードより

防災移転計画

検索



防災移転への活用が見込まれる各種支援策

■防災集団移転促進事業（住居の集団移転を支援）

災害が発生した区域又は災害が発生するおそれのある地域で住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等に対し、事業費を補助。

■都市構造再編集中支援事業（施設の移転を支援）

病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して支援を実施。

■がけ地近接等危険住宅移転事業（個別の住宅移転を支援）

災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付。

■コンパクトシティ形成支援事業

立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査等を支援。

災害時も

「困ったら 一人で悩まず 行政相談」

総務省行政評価局

総務省の行政相談は、国民の皆さまからの行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みで、年間約 16 万件の相談を受け付けています。

都道府県庁所在地など全国 50 か所に設置されている総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター）の相談窓口、総務大臣が委嘱している行政相談委員（全国で約 5,000 人、全市区町村に一人以上配置）、全国 17 都市のデパートなど

に開設している総合行政相談所など、国民の皆さまの身近なところに相談窓口を用意しています。

また、行政相談は、来訪はもとより、電話（行政苦情 110 番：0570-09 0110）、手紙、FAX 及びインターネットでも受付可能です。

総務省の行政相談は、苦情などをお聴きする範囲が国の行政全般に及んでいることから、担当の行政機関が不明でどこに相談してよいか分からない問題や、複数の行政機関にまたがるため、連絡や調整が必要な問題についても、有効に対処できます。相談を受け付けると、国の行政機

関などに対して、事実関係などの確認を行い、必要なあつせんや通知を行っています。行政機関などからの回答については、相談者にお伝えしています。

近年、我が国では、大規模な自然災害がたびたび発生しています。総務省の行政相談では、地震、豪雨、台風などの災害で被害を受けた方々を支援するため、被災地の総務省行政相談センターにおいて、以下の「特別行政相談活動」を実施しており、その実績は【表 1】のとおりです。

①「支援措置の窓口リスト」の作成・提供

被災者への支援制度や地域ごとの相談窓口をまとめたガイドブックを作成し、ウェブサイトなどで公表するほか、市区町村や行政相談委員などを通じて被災者に提供しています。

②「災害相談用フリーダイヤル」の開設

被災者からの相談を通話料無料で受け付けるフリーダイヤルを開設しています。

③「特別行政相談所」の開設

国の行政機関、政府系金融機関、都道府県、市区町村や行政相談委員などの協力を得て、ワンストップで被災者からの相談に応じる「特別行政相談所」を開設しています。

【表 1】近年の主な災害における相談対応

災害の名称	対応を行った 主な総務省行政相談センター	特別行政相談活動の実施内容	総務省行政相談センターでの相談受付件数 (R3.1.1 現在)
令和 2 年 7 月豪雨 (R2.7)	山形、長野、岐阜、島根、福岡、 佐賀、熊本、大分、鹿児島	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	270 件
令和元年東日本台風 (R1.10)	宮城、岩手、福島、埼玉、茨城、栃木、群馬、千葉、 東京、神奈川、山梨、新潟、長野、静岡	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	583 件
平成 30 年北海道胆振東部地震 (H30.9)	北海道	窓口リスト、特別行政相談所	226 件
平成 30 年 7 月豪雨 (H30.7)	岐阜・京都・兵庫・和歌山・広島・岡山・山口・ 愛媛・高知・福岡	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	1,140 件
大阪府北部を震源とする地震 (H30.6)	大阪	窓口リスト、特別行政相談所	125 件
平成 29 年 7 月九州北部豪雨 (H29.7)	福岡・大分	窓口リスト、特別行政相談所	332 件
平成 28 年熊本地震 (H28.4)	福岡・熊本	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	5,294 件
東日本大震災 (H23.3)	東北地方、関東地方等の 17 か所	窓口リスト、フリーダイヤル、特別行政相談所	32,770 件

令和2年7月豪雨災害では、これまでに270件の相談を受け付けたほか、以下の活動を展開しました。

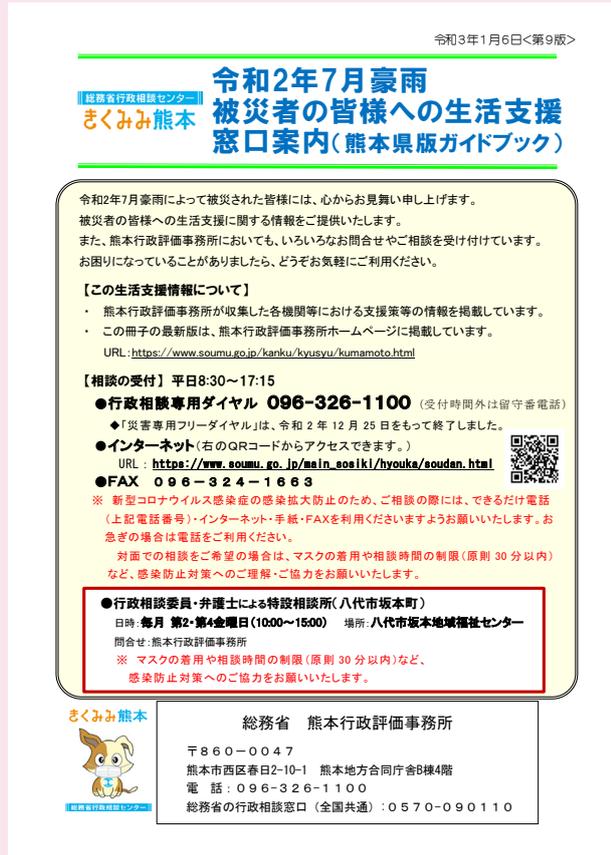
①「支援措置の窓口リスト」の作成・提供

支援措置の窓口リストを、災害救助法の適用市町村が所在する9県のうち8県(山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・熊本県・大分県・鹿児島県)の総務省行政相談センターにおいて、作成、配布。

令和2年7月豪雨被災者の皆様への生活支援情報案内
https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000428.html



【図1】支援措置の窓口リスト(熊本県版の表紙と目次)



②「災害相談用フリーダイヤル」の開設

災害相談用フリーダイヤルを、九州管区行政評価局(※1)及び熊本行政評価事務所で、令和2年7月16日から同年12月25日まで開設。

※1: 局所在地の福岡県のほか、大分県及び鹿児島県からの発信も対象。

③「特別行政相談所」の開設

特別行政相談所を、九州5県の延べ13か所(※2)で開設。【図2】

※2: 福岡県大牟田市(7/30・8/13・10/7)、佐賀県鹿島市(10/23)、熊本県八代市(10/15)、芦北町(10/30)、大分県日田市(7/22・8/5・9/2)、鹿児島県鹿屋市(8/13・8/19・10/7)、出水市(8/13)

また、現在、我が国が直面している重要課題である新型コロナウイルス感染症への対応についても、これまで関連する相談を約1万6千件受け付けてきたほか、全47都道府県の総務省行政相談センターにおいて、関係機関の支援策と地域ごとの相談窓口をまとめたガイドブックを作成し、ウェブサイトなどで公表しています。ぜひ、ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/covid19_uketuke.html



【図2】特別行政相談所(大分県日田市)

災害時における 通信の確保について

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信技術システム課安全・信頼性対策室

昨年の「令和2年7月豪雨」や台風第10号等では、土砂崩れ等による橋梁落下・道路崩壊や強風等により、停電、携帯電話基地局・通信ビル・電柱等の損壊・倒壊、同基地局を繋ぐ基幹的な中継伝送路や利用者宅への引込線等の通信ケーブルの断線等により、一部の被災地域において、固定電話・携帯電話・インターネット等の通信サービスに支障が生じました。本稿では、このような災害時において、利用者が通信を確保するための対応策についてご紹介します。

1 災害時における通信の確保について

携帯電話については、停電等により携帯電話基地局の機能が停止した場合、繋がらなくなります。この場合、基本的に、通信事業者においては、応急復旧対策拠点となる市区町村役場や都道府県庁等における通信の確保を優先して取り組んでいます。従って、急を要する連絡等のため携帯電話の利用が必要な場合は、道中の安全を確保しつつ、市区町村役場や都道府県庁等に向かうことで利用が可能になる場合があります。

ご家庭等で利用されている固定電話については、受話器を上げた際に「ツー」という音が聞こえず、利用できない場合は、通信ビル・電柱等の損壊・倒壊や利用者宅への引込線の

断線等が生じている可能性があります。特に、利用者宅への引込線の断線等の場合は、通信事業者において迅速に全ての罹災状況を確認することが困難な場合が多いため、利用者からの申告等を受け付けていますので、インターネットの場合は「Web113」、携帯電話や特設公衆電話等の場合は「113」にご連絡をお願いします。

また、市区町村役場や避難所等においては、NTT 東日本及び NTT 西日本により設置されている特設公衆電話を利用することができます。特設公衆電話の設置場所については、両社のホームページに公開されていますので、最寄りの役場や避難所

等に設置されているかを平時から確認することができます。

なお、災害発生直後には、一時的に電話の発信・着信が集中し、つながりにくくなる場合があります。この場合、110番や119番等の緊急通報等の重要な通信を確保するため、通信事業者による発信規制が行われる可能性があります。従って、通信事業者各社が提供している災害用伝言サービス（Web171、災害用伝言板等）を利用する等、不要不急の通話は控えていただくようご協力をお願いします。

2 「災害時に役立つ!通信確保のための対応ガイド」について

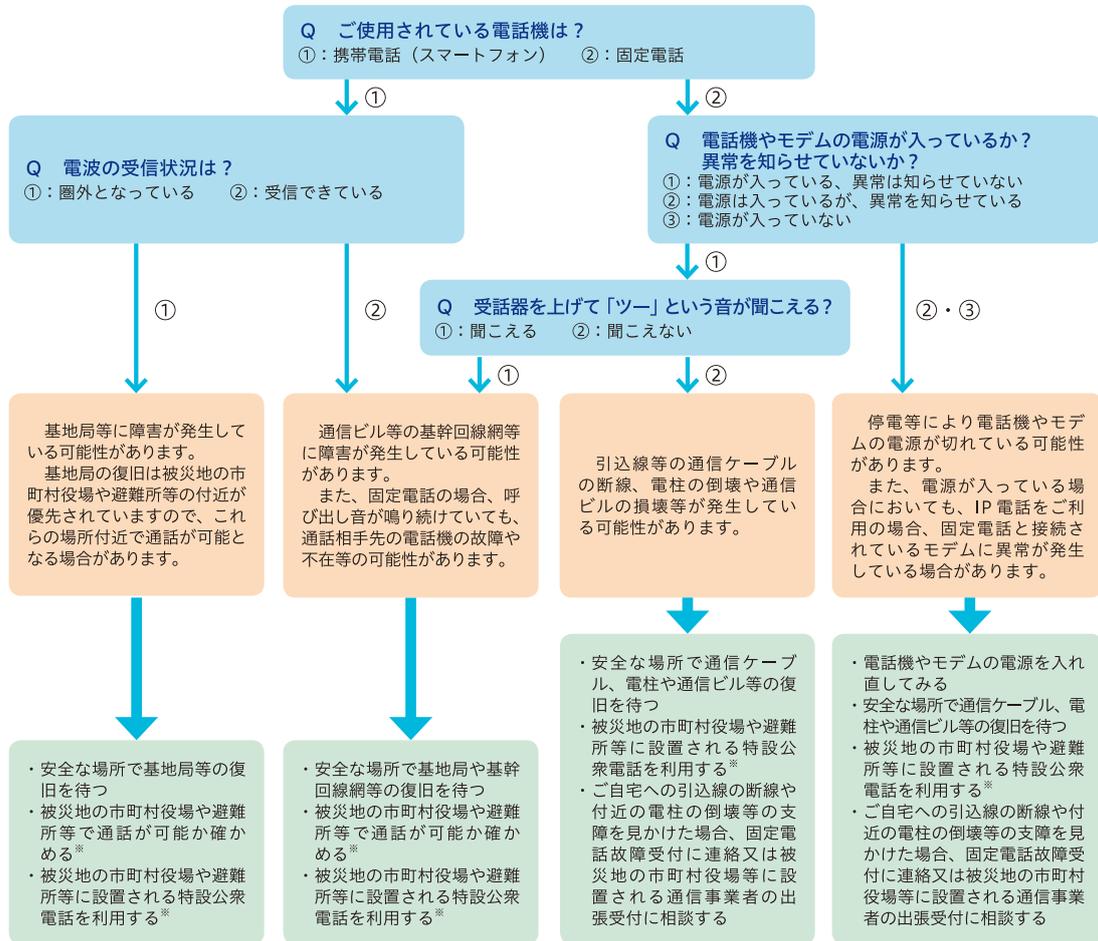
以上のほか、総務省では、災害時に通信がつかなくなる場合に想定される故障等、通信事業者による早期復旧の取組み、電話がつかなら

なくなる場合に想定される原因とそれに対する利用者による対応策、通信事業者等が提供する被災者向けサービス等に関する参考情報をとり

まとめた「災害時に役立つ!通信確保のための対応ガイド」について、総務省ウェブサイト等により公表しています。是非一度、ご覧下さい。

防災の動き

災害時に電話が繋がらない場合の原因と対応



※市町村役場や避難所等に向かう際には道中の安全を十分にご確認ください。*可能な限り不要不急の電話は控え、災害用伝言サービス等をご利用ください。

(1) 災害時特設公衆電話

災害時において被災者等が無料で使用することができる電話で、市町村等の要請に基づき、通信事業者（NTT 東日本及びNTT 西日本）により市町村役場や避難所等に設置されます。



(2) 固定電話故障受付 (Web113.113)

Web113 は、NTT 東日本及びNTT 西日本が開発するインターネットから連絡可能な故障受付です。

Web113に関する詳細はこちら
▶ <https://web113.ntt-east.co.jp/> (NTT 東日本)
▶ <https://www.ntt-west.co.jp/trouble/> (NTT 西日本)



◀ NTT 東日本



◀ NTT 西日本

113 はご利用中の通信事業者の故障受付番号です。
携帯電話等から発信する場合は以下の電話番号にご連絡ください。

事業者名	故障受付電話番号
NTT東日本	0120-444-113
NTT西日本	
KDDI	0077-777
ソフトバンク	0800-919-5000

「災害時に役立つ!通信確保のための対応ガイド」 アクセス方法

下記 URL 又は右記 QR コードから掲載ウェブページにアクセスできます。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/index.html

